

だい き かながわけんしょう ふくしけいかく きほんりねんとう
第 6 期神奈川県 障がい福祉計画の基本理念等について

だい き かながわけんしょう ふくしけいかく きほんりねんとう つぎ
第 6 期神奈川県 障がい福祉計画のうち、「1 基本理念等」については、次の
とおりとする。

1 きほんてきりねんとう
基本的理念等

(1) ほうれい こんきよ
法令の根拠

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくしけいかくおよ じどうふくしほう もと
障害者総合支援法に基づく 障害福祉計画及び児童福祉法に基づく
しょうがいじふくしけいかく いったい さくてい
障害児福祉計画を一体として策定するもの。

(2) しゅしおよ けいか
趣旨及び経過

・ しゅし
趣旨

かくしちょうそん つう こういきてき けんち せいかもくひょう せつてい しょう しゃ
各市町村を通ずる広域的な見地から、成果目標を設定し、障がい者の
ちいきせいかつ ささ しょうがいふくし とう ていきょうたいせい けいかくてき かくほ
地域生活を支える 障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保する。

・ けいか
経過

だい きけいかく じっせき かだい ふ こんかい かいてい あ しめ
第 5 期計画までの実績や課題を踏まえ、今回の改定に当たり示された
くに きほんししん ないよう そく だい きけいかく さくてい
国の基本指針の内容に即し、第 6 期計画を策定する。

(3) けいかくきかん
計画期間

れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん
令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とする。

(4) もくてき
目的

「かながわ しょう しゃけいかく りねん かんが かつ しょうがいしゃそうごうしえんほう もと
「かながわ 障がい者計画」の理念や考え方を 障害者総合支援法に基づ
くサービス実施計画として具体化することにより、誰もが安心して豊かに
じっしけいかく ぐたいか だれ あんしん ゆた
暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

(5) きほんりねん
基本理念

ちょうせいちゆう
(調整中)

(6) きほんほうしん
基本方針

ちょうせいちゆう
(調整中)

(7) きほんてき してん
基本的な視点

ア しょう しゃ じ こけつてい ぞんちよう い しけつてい しえん
障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

イ ちいきせいかつ いこうおよ ちいきせいかつ けいぞく む しえん
地域生活への移行及び地域生活の継続に向けた支援

- (ア) 地域資源の充実
- (イ) 入所施設の地域を支える機能の充実
- (ウ) 県立障害者支援施設の役割と機能（調整中）

ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実

- (ア) ライフステージに沿った支援の促進
- (イ) 障がい特性等に配慮した支援
- (ウ) 相談支援体制の構築
- (エ) 障がい児支援体制の構築
- (オ) 医療的ケア児等への包括的な支援体制の構築
- (カ) 発達障がいに対する支援
- (キ) 強度行動障がいや高次脳機能障がいに対する支援体制の充実
- (ク) 市町村や関係機関との連携
- (ケ) 障がい保健福祉圏域における支援
- (コ) 持続可能な障害福祉サービス等の提供

エ 障がい者虐待の防止及び差別解消の推進

- (ア) 障がい者虐待の防止
- (イ) 障がいを理由とする差別の解消の推進

オ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及

だい きけいかく おも へんこうないよう
第5期計画からの主な変更内容

こく 目 項 目	おも へんこうないよう 主な変更内容
(2) 趣旨及び経過	しんがた かんせんしやう えいきやう 新型コロナウイルス感染症の影響に けいかく かいていさぎやう ねんかんさきおく より計画の改定作業を1年間先送りし むね きさい た旨を記載
(5) 基本理念	とうじしゃめせん しやう ふくし かかわ （「当事者目線の障がい福祉に係る
(6) 基本方針	しやうらいてんぼうけんとういんかい ちゆうかんほうこく 将来展望検討委員会」の中間報告を ふ みなお けんとう 踏まえて見直しを検討)
(7) 基本的な視点	ぜんぱん くに きほんしんおよ とうじしゃめせん （全般）国の基本指針及び「当事者目線 しやう ふくし かんが かつ ふ の障がい福祉」の考え方を踏まえ、 きさいないよう せいさ 記載内容を精査
ア 障がい者の自己決定の尊重 と意思決定の支援	い しけつていしえん ぜんけんでんかい きさい 意思決定支援の全県展開について記載
イ 地域生活への移行及び地域 生活の継続に向けた支援 (ア) 地域資源の充実	ちいきせいかつしえんきよてんとう せいびおよ きのう 地域生活支援拠点等の整備及び機能の じゅうじつ きさい 充実について記載
(ウ) 県立障害者支援施設の 役割と機能	とうじしゃめせん ふくし かかわ しやうらいてんぼう 「当事者目線の福祉に係る将来展望 けんとういんかい ちゆうかんほうこく ふ 検討委員会」の中間報告を踏まえて こうもく しんせつ ないよう けんとうちゆう 項目を新設（内容は検討中）
ウ 障がい者の地域生活を支え る支援の充実 (ウ) 相談支援体制の構築	くに きほんしん ふ そうだんしえんたいせい 国の基本指針を踏まえ、相談支援体制 こうちく こうもく しんせつ の構築についての項目を新設
(エ) 障がい児支援体制の構築	くに きほんしん ふ ほういくしやうほうもん 国の基本指針を踏まえ、保育所等訪問 しえん かつやうとう しやう じ ちいき 支援の活用等による障がい児の地域 しゃかい さんか ほうやう すいしん 社会への参加・包容の推進について きさい 記載
(オ) 医療的ケア児等への包括的 な支援体制の構築	いりやうてき じとう ほうかつてき 「医療的ケア児支援法」の施行を踏ま とりくみ きさい えた取組について記載
(カ) 発達障がいに対する支援	くに きほんしん ふ しちやうそん 国の基本指針を踏まえ、市町村との れんけい かつやうとう ほうやう すいしん 連携や発達障害者地域支援マネジャ はいちとう きさい 一の配置等について記載

項目	主な変更内容
(キ) 強度行動障がいや高次脳機能障がいに対する支援体制の充実	国の基本指針を踏まえ、強度行動障がいへの支援について記載
(ク) 市町村や関係機関との連携	国の基本指針を踏まえ、市町村や関係機関と連携による取組の推進について記載
(コ) 持続可能な障害福祉サービス等の提供	新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえ、感染症や災害発生時の持続可能なサービスの提供について記載
エ 障がい者虐待の防止及び差別解消の推進 (ア) 障がい者虐待の防止	国の基本指針を踏まえ、障害者虐待防止法の適切な運用等について記載
(イ) 障がいを理由とする差別の解消の推進	「障害者差別解消法」の改正を踏まえた取組について記載

※ 文言の軽微な変更等は除く。